

第25回委員会（2003.9.30開催）結果報告	2003.10.3 庶務発信
<p>開催日時：2003年9月30日（火） 13：30～18：15 場 所：大阪府立体育館 第2競技場 参加者数：委員36名、河川管理者20名、一般傍聴者286名</p>	
<p>1 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」の構成は次の4部構成とし、次回委員会（10/29）での確定をめざす。 河川整備の方針について：基礎原案1～4章についての委員会の意見。 河川整備の内容について：基礎原案5章（整備内容シートを含む）についての委員会の意見。 計画策定における住民意見の反映について：委員会の意見。住民参加部会にて案を作成する。 部会意見：各部会にて作成する。 ・各委員は10/13までに意見書素案（資料2-2）への意見を提出する。 ・今後の流域委員会については、意見書には「基礎原案の記述は大筋了解」と記述し、具体的な内容は意見書とりまとめ後、1ヶ月程度で数名の委員で案を作成し全委員に諮る。 <p>2 審議の概要</p> <p>第24回委員会以降の状況報告</p> <p>資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。</p> <p>意見書の作成方針に関する意見交換</p> <p>資料2-1「委員会意見書の作成方針（案）」を用いて、意見書の構成、作成スケジュール、今後の流域委員会、について説明が行われ、「1 決定事項」の通り、了承された。なお、整備内容シートに対する意見については、できるだけ地域別部会で各部会関連部分について意見集約した後、作業部会にて案を作成することとなった。</p> <p>意見書（素案）-河川整備の方針について-に関する意見交換</p> <p>作業部会リーダーの今本委員より、資料2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）-河川整備の方針について-」（意見書の にあたるパート）の説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。</p> <p><流域全体としての対応について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案では、基礎原案での指定区間に対する記述を評価しているが、「流域全体・社会全体で対応する」という提言の観点から考えると、「もっと強く記述すべき」と意見すべき。また、関係省庁、自治体等の連携についても、積極的かつ主体的に連携していくべきと 	

いう提言の立場から記述した方がよい。

- ・河川管理者が整備計画の中で権限や法的な根拠の及ばない部分にまで言及できるように、河川管理者を支援する意味も込めて、「河川管理者は自らの権限外のことにも踏み込んでいかなければならない」と意見書の前段で明記しておいた方がよい。

< 河川整備の目標について >

- ・素案の「3 治水」では、目標の達成期間を考慮して計画を立てるべきとあるが、これは整備計画全体にあてはまるので、意見書の前段に記述すべき。

< 社会的合意について >

- ・河川管理者は、委員会や自治体や住民の意見を反映しながら整備計画を策定していくことが社会的合意を得る一つのシステムだと考えているが、これと社会的合意を得るということは、同じことなのか、別のことなのか、明確なご審議を頂きたい。(河川管理者)

< 住民参加について >

- ・河川レンジャーについて、住民参加による川づくりの中での役割についても追記しておく必要がある。
- ・河川管理者は住民参加の試行と並行して、河川ごとに検討会をつくり、住民参加のルール作りも進めていくべき。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から、「整備計画では淀川環境委員会について明確に位置付けるべき」「素案では、確率洪水による治水安全度の考え方に優位性を認めているが、これは委員会の合意事項なのか」「前回委員会での滋賀県知事の意見も一般意見と同等の扱いをするという決定は承知した。今後、滋賀県としてはこの決定を踏まえた対応をしたい」「基礎原案には大津放水路の2期区間の記述がない。整備計画では事業内容や期間について明確にしてほしい。このままでは地元の計画も進まない」「今日出された整備方針に関する意見書素案は提言と同じ観点から書かれており、安堵している。整備内容に関する意見も同じ観点で作成頂きたい」等の意見が出された。

なお、2点目の意見に対して委員から、「素案の確率洪水に関する記述は一般論であり、この委員会で確率洪水が優位と決めた訳ではない」との意見が出された。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第 6 回 利水部会検討会（2003.9.19 開催）結果概要（確定版）

03.10.5 庶務作成

開催日時：2003 年 9 月 19 日（金） 9:30～12:30

場 所：ぱ・る・るプラザ 6 階 会議室 6

参加者数：委員 7 名

1 決定事項

- ・ 10 月 12 日（日）10:00～12:00 に第 7 回利水部会検討会を開催する。
- ・ 10 月 20～24 日の間に、第 5 回利水部会を開催する方向で日程調整を行う。
- ・ 本日の議論、これまで出された委員の意見を踏まえて、部会長が委員会意見書の利水の部分および利水部会のとりまとめを修正する。

2 審議の概要

九州地方整備局および福岡市へのヒアリング結果の報告とそれについての意見交換

- ・ 資料 2-3「九州地方整備局および福岡市ヒアリング結果」を用いて、九州地方整備局および福岡市における利水の概要・節水施策・水需要抑制ならびに水管理センター（福岡市）の配水管理システムの説明が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

意見書とりまとめに向けた意見交換

)9 月 18 日に開催された意見書作業部会で作成された整備計画への意見書である「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書（030918）」（未定稿）をもとに意見交換が行われた。

)資料 2-1「利水部会とりまとめ（案）」をもとに、部会としての意見とりまとめに向けた意見交換が行われた。

)「整備内容シート」への利水部会としての意見書に関する意見交換が行われた。

以上、主な意見は「3 主な意見」を参照。

3 主な説明と意見

<九州地方整備局および福岡市へのヒアリング結果の報告と意見交換>

- ・ 福岡市では、水管理センターにおける配水管理システムや水道料金の逦増制導入、節水条例の施行などが制度として確立されており、水需要管理およびその抑制の先進地区と言える。また日ごろから市民の側にも、水不足問題が理解され、節水意識が浸透している。
- ・ 九州地方整備局の資料に、平成 22 年の水需要の予測値が出ているが、淀川水系の予測数値と比較すると面白い。それに今回のヒアリング結果を加え、水需要管理およびその抑制、節水対策に関する参考資料としてとりまとめてはどうか。
- ・ 水圧コントロール、漏水検知器、節水型シャワーやトイレなどの節水機器の設置、また水道料金の逦増制導入を始めとした経済的インセンティブ等、水需要抑制に向けたソフト施策をパッケージ化し、住民を巻き込んで実践できるような仕組みづくりを提案すべきである。
- ・ 福岡市では、農業用水と都市用水の水利権者双方で直接話し合いがなされ、補償金を

支払うという方法で、農業用水から都市用水への転用が行われている。

< 意見書とりまとめに向けた意見交換 >

「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」について

- ・ 現時点での意見書の構成は、「 .意見とりまとめ(骨子)」「 .具体的な整備内容シートについての意見」「 .部会ごとの意見とりまとめ」としている。最終的には、9月27日の運営会議で結論が出されることになる。
- ・ 「3.利水」では、基礎原案で、水需要抑制が施策の一番に掲げられたことを評価すべきである。その上で、まだ不十分であるところや、今後の課題についても言及しておきたい。
- ・ 基礎原案「3.河川整備の基本的な考え方」は、まだ内容が不明確である。意見書の前段に、まず、「新規の水資源開発は行わない」という原則を明確に示し、そのために、「水需要管理・水需要抑制を行う」ということを明記すべきである。

資料 2-1「利水部会とりまとめ(案)」について

- ・ 「1.基本的スタンス」の前半部分については、資料 2-2 の荻野委員の意見の一部を参考に書き換えたい。
利水部会のとりまとめ(案)については、榎村部会長代理と荻野委員に作成支援をお願いする。
- ・ 利水部会の論点として、「森林保全整備」「利水安全度に関する考え方」「利水におけるダム役割」「水需要予測の精査確認の根拠とその必要性」「湧水調整方法」「水需要抑制のための施策」「他省庁、自治体との協議・誘導」等を加えてはどうか。
「2.総合的意見」には、「水需要予測の精査確認の根拠とその必要性」など論点の具体的な内容についてもできる限り明記しておきたい。
「環境流量についての考え方」については、「環境・利用部会」の方で検討されるのが望ましい。
- ・ 農業用水の慣行水利権については、地域用水を自分たちで管理したい、先祖伝来の権利を守りたい、という思いが住民達にある。したがって、住民自らが維持管理に参加するという姿勢で臨まなければ、調整は不可能である。
だからこそ、「他省庁、自治体との協議・連携、誘導」が大切になってくる。
新たな水資源開発を行わないというスタンスを維持するのであれば、水の有効利用を検討する過程で、水利権者との接触は避けられない。自治体等との連携は、特に重要である。

「整備内容シート」への利水部会としての意見書について

- ・ 「整備内容シート」への利水部会としての意見は、資料 2-2 の荻野委員から提出されている整備内容シートへの意見をベースに、追記することとする。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。

淀川水系流域委員会 第4回治水部会検討会（2003.9.11開催）結果概要

03.10.10 庶務作成

開催日時：2003年9月11日（木） 16：00～19：00

場 所：カラスマプラザ21 中ホール

参加者数：委員9名、河川管理者26名

1 決定事項

- ・基礎原案や治水とりまとめ案について、修正点や追加事項があれば、意見として提出する。
- ・治水部会のとりまとめについては、今日の議論を踏まえ、部会長がとりまとめ案の修正等について検討する（とりまとめリーダーが海外出張中のため）。
- ・次回委員会（9/30予定）までは部会（検討会）は開催せず、次回委員会の内容をふまえて会議開催について決定する。

2 検討内容

他部会、委員会WGの状況報告

庶務より、資料1「第5回治水部会（2003.8.25）、第24回委員会（2003.9.5開催）結果報告」をもちいて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に関する検討について

資料2「治水部会とりまとめ（案）」、資料「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」、「参考：淀川水系河川整備計画基礎原案『治水・防災』関連」を用いて、部会長より説明が行われた後、意見交換が行われた。

<主な議論、意見>

狭窄部上流の安全度について

- ・狭窄部上流の安全度をどう考えるかが治水の中では大きなポイントとなる。基礎原案では、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標とするとしているが、委員会がこれを認めるのか、認めないのか、大きな方向性について、ぜひ意見を出して頂きたい。その際には、河川管理者がなぜ既往最大を目標としたのか、もう一度説明した上で、議論をしたいと思っている。（河川管理者）
- ・銀橋上流は、1/4000という大規模な降雨を目標としているが、実際に経験した降雨であり、今後も降る可能性があると考えている。（河川管理者）

今後30年間では、達成できない目標だろう。整備計画には、30年間で達成できる目標にした方がよいのではないか。（部会長）

過去に経験した降雨だとしても、この降雨による浸水被害を解消するのは非常に厳しいだろう。「解消」ではなく「軽減」なら理解できる。

既往最大規模の降雨を目標としなかった場合、住民は納得するのだろうか。

委員会は「既往最大規模の洪水による浸水被害を解消するのは無理だ」と言うだけでなく、「どうすべき」についても言うべきではないか。（部会長）

「どうすべき」を言うとなると、どの確率降雨を目標とするか、等の検討が必要になる。委員会でそこまでできるか。

- ・「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」を狭窄部上流の目標として整備計画に記述する場合、「浸水被害の解消が実現できるのはずいぶん先になる」という点も併せて明記す

る必要がある。

- ・過去に経験した最大規模の降雨を目標にすることは、感覚的には理解できるが、破堤による壊滅的な被害の回避が最も重要なポイントだということを忘れてはならない。
- ・「既往最大規模」とはっきり書いてしまうと、将来、既往最大規模を超える雨が降ったときに、目標がまた高くなってしまわないかと心配している。
- ・狭窄部上流の浸水被害解消策の一つとして挙げられている流域対策が実現しないと解消は無理である、ということも併せて言っていくべき。

住宅のピロティー化の重要性についても、明記しておいた方がよい。

狭窄部周辺の開発行為を抑えない限り、被害ポテンシャルは高まる一方だ。開発行為を抑える手段についても、明記した方がよい。

- ・整備計画に実現できないことは書けないのではないか。河川管理者として、見通しを持った記述が必要だろう。30年間では実現できない計画を記述すると、今後、地元と協議をしていく中で新たな不信感が生まれてしまう。

狭窄部上流の目標については、今後さらに検討を重ねて、部会としての意見をまとめたい。(部会長)

- ・狭窄部の治水安全度は、その地域がどう考えるかが問題であって、国土交通省だけで決められる問題ではない。基礎原案に書かれている協議会を推進する中で、地域で考えればよいのではないか。委員会の意見としては、「既往最大を目標とするのは難しい。流域対策と組み合わせて考えるべき」と意見すればよいのではないか。
- ・これまでは、ダムを前提とした治水であり、もう一方の流域対策(土地利用誘導等)は全くできていなかった。今からスタート、という状況だが、今回の河川整備計画がスタートを切るきっかけにならなくてはならない。

これまで、国も自治体も住民も含めて本気で流域対策をしてきていない。その第一歩として、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」で取り組み始めたいと考えている(河川管理者)

琵琶湖周辺の浸水被害の軽減と一連区間の整備について

- ・琵琶湖周辺の浸水被害の軽減をどう考えるかもポイント。検討する前提となる情報が不足している。例えば、洗堰の水位流量曲線といった基礎的な資料が出されていない。(部会長)
- ・琵琶湖周辺の浸水被害の現状(その原因、場所ごとの浸水深等)と、一連区間の整備によって1500m³/s流せるようにした場合の状況(その時の琵琶湖の水位、各所での流量、浸水被害軽減状況等)がどう関係するのか、が明確でない。(部会長)

河川管理者への依頼事項

「琵琶湖周辺の浸水被害の軽減について検討するための基礎資料が不足している」との意見に対応して、河川管理者より「洗堰の水位流量曲線等を提出する」との返答があった。

ダムと治水について

- ・ダムについては、環境、利水の面からも検討する必要があるが、特に治水におけるダムの役割について、今後書き込んでいく必要がある。
- ・ダムの代替案を検討するために長い時間がかかる。この間にも、治水の安全性を確保するためにできること(河道内の樹木の伐採等)がある。ダムについて検討しながらも、でき

ることはきちっと進めるべきだと意見すべき。

- ・9/5の委員会で配布された一般からの意見（参考資料1）に、堤防強化について、「洪水のエネルギーは堤防の一番弱い所に集中するため、連続的な質的整備が完了しない限り、破堤のリスクは減少するとは考えられない」という意見が寄せられているが、実際はどうか。

水の流れは、堤防の弱いところに集中していくのではない。まさに、水の流れ方によって決まるので、部分的な整備であっても、破堤のリスクは減少する。（部会長）

スーパー堤防についても同じようなことをよく指摘されるが、たとえ1kmでも堤防が強化されれば、確実にそこでの破堤の危険性は低下する。すべての整備が完成しなければ、その機能が発揮されないとは考えていない。着実に強化を進めれば、それだけ破堤の件数や危険性は減っていくと考えている。（河川管理者）

全体的な内容について

- ・第1稿、第2稿に対しては、「評価できない点」「問題点」を中心に意見してきたが、基礎原案に対しては、今後の河川管理者の取り組みを応援していくという意味も込めて「評価できる点」についても意見を出していこうと思っている。（部会長）
- ・委員会のとりまとめは、基礎原案にあるように「自分で守る」「地域で守る」のキャッチフレーズを用いて、できるだけわかりやすい言葉でまとめて欲しい。今後、提言や意見書といった文書を出す際には、流域の住民にどのように受け取られるかを考える必要がある。
- ・壊滅的な被害回避を優先とする考え方の転換は評価できる点。また、河川整備計画に「自分で守る」の項が記述されている点も評価できる点だ。
- ・今回の計画は新しい考え方（環境が目的化された）に基づいて考えられたものだという事実と、この計画がどういう考え方で、どういう手順を踏んで作成されたのかということ河川整備計画の「はじめに」に明記しておくべきだ。
- ・特に「維持管理」「関連施策」の章については、他の部会でも検討の対象から漏れる可能性があるため、委員は可能な限り入念にチェックして頂きたい。

<河川管理者への依頼事項>

「琵琶湖周辺の浸水被害の軽減について検討するための基礎資料が不足している」との意見に対応して、河川管理者より「洗堰の水位流量曲線等を提出する」との返答があった。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。